

福井県報

第 15 号
令和元年
6月25日(火)
火・金曜日 発行
1月1,890円 郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除(八三・砂防防災課)……………一

※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定(八四・同)……………二

○土地改良区の新たな事業の施行の認可(八五、八六・農村振興課)……………三

○土地改良区の新たな事業の施行の適当の決定および関係書類の縦覧(八七・同)……………三

※証紙による収入の方法によらない手数料の指定の一部を改正する告示(八八・審査指導課)……………三

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(恐竜博物館)……………四

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(二件・産業政策課)……………四

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(会計課)……………五

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(二二)……………七

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(二四)……………七

○政治団体の解散の届出(二五)……………七

○資金管理団体でなくなった旨の届出(二六)……………八

○平成二十九年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表(二七)……………八

※公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示(二八)……………八

※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(二九)……………八

告示

福井県告示第83号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
あわら市北潟東(8-1-03901)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あわら市北潟東(8-1-03902)	急傾斜地の崩壊	
若狭町岩屋(29-1-8727)	急傾斜地の崩壊	
若狭町東黒田(29-1-8725)	急傾斜地の崩壊	

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
あわら市北潟東(8-1-03901)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あわら市北潟東(8-1-03902)	急傾斜地の崩壊	
若狭町岩屋(29-1-8727)	急傾斜地の崩壊	
若狭町東黒田(29-1-8725)	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第84号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
あわら市北潟東(8-1-03901)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若狭町岩屋(29-1-8727)	急傾斜地の崩壊	
若狭町東黒田(29-1-8725)	急傾斜地の崩壊	

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
あわら市北郷東(8-1-03901)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若狭町若屋(29-1-8727)	急傾斜地の崩壊	
若狭町東黒田(29-1-8725)	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第85号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、令和元年6月18日付けで武生広瀬土地改良区の新たな事業(維持管理事業)の施行を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第86号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、令和元年6月18日付けで武生味真野土地改良区の新たな事業(維持管理事業)の施行を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第87号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、美浜新庄土地改良区の新たな事業(維持管理事業)の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において

て準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができ。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書および定款の写し
- 縦覧に供する期間
- 令和元年6月25日から令和元年7月24日まで
- 縦覧に供する場所
- 美浜町土木建築課

福井県告示第88号

証紙による収入の方法によらない手数料の指定(昭和40年福井県告示第503号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

6中「1の2の項から3の項まで」を「2の項および3の項、別表第2号の表1の項および2の項」に、「第3号の表」を「第5号の表」に、「第4号の表」を「第6号の表」に改める。

附 則

この告示は、令和元年6月25日から施行する。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県立恐竜博物館空冷プラインクーラー（R-5号機） 修繕業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県勝山市村岡町寺尾第51号11番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月7日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社竹澤設備
- 5 福井県福井市二の宮5丁目1-14
落札金額
39,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
平成31年4月26日

令和元年6月25日(火)

福井県 第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項

について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
アルビス森田店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
アルビス株式会社
代表取締役社長 池田 和男
富山県射水市流通センター水戸田3-4
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の住所

(1) 大規模小売店舗の住所

(変更前) 福井市森田北東部土地区画整理事業地区内69街区

(変更後) 福井県福井市石盛2丁目22-21番地

(2) 大規模小売店舗の設置をする者の代表者の氏名

アルビス株式会社

(変更前) 代表取締役社長 大森 実

(変更後) 代表取締役社長 池田 和男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

アルビス株式会社

(変更前) 代表取締役社長 大森 実

(変更後) 代表取締役社長 池田 和男

4 変更の年月日

3(1)

平成31年2月2日

3(2)および3(3)

5 変更する理由

- ・ 3(1)
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による換地処分
- ・ 3(2)および3(3)
大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者に変更があったため

6 届出のあった日
令和元年6月5日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市商工労働部商工振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
アルビス高木店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
アルビス株式会社
代表取締役社長 池田 和男
富山県射水市流通センター水戸田3-4
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の住所

(1) 大規模小売店舗の住所

(変更前) 福井都市計画事業市場周辺土地区画整理事業14街区

(変更後) 福井県福井市高木中央三丁目812番地

(2) 大規模小売店舗の設置をする者の代表者の氏名

アルビス株式会社

(変更前) 代表取締役社長 大森 実

(変更後) 代表取締役社長 池田 和男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

アルビス株式会社

代表取締役社長 大森 実

富山県射水市流通センター水戸田3-4

イ 有限会社ノリパバ

代表取締役 見谷 典男

福井県福井市新田塚1-27-16

ウ フラワーショップ開花園

代表 三國 雅隆

福井県福井市高柳町20-2-4

(変更後)

アルビス株式会社

代表取締役社長 池田 和男

代表取締役社長 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田3

ー4

株式会社ハクゲン

代表取締役社長 岩崎 博文

神奈川県横浜市青葉区あざみ野2-

2-4

4 変更の年月日

・ 3(1)

平成25年9月2日

・ 3(2)および3(3)ア

平成30年5月11日

・ 3(3) (変更前) イ

小売業者の退店日

平成20年5月15日

・ 3(3) (変更前) ウ

小売業者の退店日

平成27年10月4日

・ 3(3) (変更後) イ

小売業者の出店日

平成27年3月1日

5 変更する理由

・ 3(1)

土地区画整理法(昭和29年法律第1

19号)による換地処分

・ 3(2)

大規模小売店舗を設置する者および大

規模小売店舗において小売業を行う者の

代表者に変更があったため

・ 3(3)

小売業者変更のため

6 届出のあった日

令和元年6月5日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市商工労働部商工振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分ま

で

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

都市計画法(昭和43年法律第100号)

第29条第1項の規定により許可した開発行

為に関する工事が完了したので、同法第36

条第3項の規定により、次のとおり公告する

。 令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

第1工区

敦賀市田結35号ナラテ2番1の一部、

3番1の一部、4番1の一部、5番1の一

部、6番1の一部、7番1の一部、8番1

の一部、9番1の一部、10番、11番、

12番、13番、14番、15番、16番

の一部、19番の一部、20番、21番、

22番、23番、24番、25番、26番

、27番1の一部、28番1の一部、29

番1の一部、30番1の一部、31番1の

一部、水路3の一部、水路4の一部、水路

5の一部、水路6の一部、水路7、里道2

の一部、堤塘1の一部および堤塘2の一部

ならびに田結36号中川原1番、2番、3

番1の一部、4番1の一部、7番1の一部

、8番1の一部、11番の一部、12番、

13番、14番、15番、16番1の一部

、17番の一部、18番、19番、20番

、21番1の一部、水路1の一部、水路2

の一部、水路3の一部、里道1の一部、里

道2の一部および里道3の一部

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市長 湖上 隆信

政府調達に関する協定の適用を受ける調達

契約に係る一般競争入札を実施するので、特

定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関

する規則(平成7年福井県規則第82号)第

4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月25日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

行政情報ネットワーク端末調達(統計

情報課)

(2) 業務の仕様等

入札説明書および仕様書(以下「入札

仕様書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和元年12月3日(火)

(4) 履行場所

福井県庁およびその出先機関

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、

特定調達契約(政府調達に関する協定の適

用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)

に係る競争入札の参加資格(以下「資格」

という。)について別に知事が行う審査に

より認定を受けた者(この公告の日から開

札までに資格の申請を行い、この入札に係

る特定調達契約の締結の日までに資格の認

定を受けた者を含む。)で、次に掲げる要

件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第

16号)第167条の4に規定する者で

ないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措

置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154

号)に基づく更生手続開始の申立てがおよ

び民事再生法(平成11年法律第225

号)に基づいて行われる技術的審査

により、この入札に関する業務を実施す

る技術的能力および体制を有すると認め

られる者であること。

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税

および地方消費税について未納のない者

であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当し

ない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者

を、法人である場合にはその役員また

はその支店もしくは常時契約を締結す

る事務所を代表する者をいう。以下同

じ。)が暴力団員(暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律(平成

3年法律第77号)第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)

である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律第2条第2号に

規定する暴力団をいう。以下同じ。)

または暴力団員が経営に実質的に関与

している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者

の不正の利益を図る目的または第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団

または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員

に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、福井県会計局会計課の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線と接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、福井県会計局会計課の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、福井県会計局会計課の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあ

つては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

公告日から7月18日（木）16時まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、福井県会計局会計課が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間ならびに開札日時

(1) 入札書および入札内訳書の提出方法

5(2)と同様とする。
なお、「入札内訳書」を添付する。ただし、紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法は、それぞれ4(1)および5(2)イと同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和元年8月5日（月）8時30分から8月6日（火）16時まで

(3) 開札日時

令和元年8月7日（水）10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁6階入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引渡しに関する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県地域戦略部統計情報課情報システム

ムグループ

電話 0776-20-0267

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例第1条第

1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

506 personal computers

(2) Date, time of bidding

8:30A.M. 5th August 2019 4:00P.M.

6th August 2019

(3) Period of contract

3rd December 2019

(4) The place for delivery and contact for notice

Statistics and information division,
Department of regional strategy, Fukui
prefectural, 3-17-1, Ohte, Fukui city,
Fukui prefecture, 910-8580 Japan.
Tel 0776-20-0267

福井県選挙管理委員会

福井県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

（その他の政治団体）
（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和元年5月24日	鯖江建設業会政治連盟	城本 重博	福岡 秀樹	鯖江市西山町11-7

福井県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和元年5月17日	自由民主党敦賀市支部	力野 豊	代表者	力野 豊	中村 紀明
令和元年5月18日	自由民主党永平寺町支部	江守 勲	主たる事務所 の所在地	吉田郡永平寺町松岡吉野堺19-5	吉田郡永平寺町東古市13-26
			代表者	江守 勲	伊藤 博夫
			会計責任者	酒井 秀和	江守 勲
令和元年6月1日	前川とおる後援会	水崎 亮博	会計責任者	前川 久仁英	野田 和栄

福井県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同法第3項の規

定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成29年2月10日	くろだ文明後援会	渡辺 重治
令和元年5月24日	いのべ航太後援会	坂下 幹明
令和元年5月24日	いのべ航太を育てる会	井ノ部 航太
令和元年5月24日	建拓会	齋藤 壽治
令和元年5月24日	建拓会	齋藤 壽治
令和元年5月24日	福井県と共に栄える経営者の会	内田 佳次
令和元年5月28日	自由民主党福井県鯖江市第五支部	大久保 衛
令和元年5月30日	航績会	井ノ部 航太

福井県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
井ノ部 航太	航績会	令和元年5月30日

福井県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成29年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和元年6月25日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 くろだ文明後援会

報告年月日 令和元年5月21日

1 収入総額 45,664

前年繰越額 45,664

本年収入額 0

2 支出総額 0

3 翌年への繰越額 45,664

福井県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十五日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示

公職選挙運動管理規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「県の委員会の交付する」を「県の委員会が提供する」に、「原稿用紙に記載した」を「原稿用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、または記録した」に改める。

第三十一条の二第二項中「申請書」を「申請をする際に、掲載文を記載し、または記録した原稿用紙」に、「写真一葉を添えて提出しなければならない」を「写真を添付し、または記録しておかなければならない」に改め、同項後段を削る。

第三十二条第一項中「黒色の色素」を「無彩色」に、「記載しなければならぬ」を「

記載し、または記録しなければならない」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載し、または記録する」に改め、同条第三項中「記載しようとする」を「記載し、または記録しようとする」に、「記載する」を「記載し、または記録する」に改める。

第三十二条の二の見出し中「記載事項」を「掲載文」に改め、同条第一項中「違反して記載した」を「違反した」に、「次条の規定により」を「選挙公報を」に改める。

第三十二条の三を削る。
第三十三条第一項中「二通」を削る。
第十三号様式中「別紙」を「別添」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年七月三日から施行する。（経過措置）

2 改正後の公職選挙運動管理規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示されまたは告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示されまたは告示された選挙については、なお従前の例による。

福井県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十五日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する
告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県
選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次の
ように改正する。

第十四条中「第二十七条第二項」を「第二
十七条第三項」に改める。

第二十三条の二第三項中「投票管理者は、
」を「投票管理者または」に、「引継ぎをな
せる」を「引継ぎをする」に改める。

第四十四条中「第二十六条第二項」を「第
二十六条第三項」に改める。

第五十八条第二項中「第六十二条第八項本
文」を「第六十二条第九項本文」に改める。

第十三号様式（その一）中

投票区名	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名

を

投票区名	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名

を

（備考） 職務を行うべき時間欄は、2人以上の投票管理者または2人以上
の職務代理人に交替して職務を行わせる場合に記載すること。

改める。

第十三号様式（その二）中

投票所名	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名

を

--	--	--	--	--	--	--	--

投票所名	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名

を

（備考） 職務を行うべき時間欄は、同一の日に2人以上の投票管理者または
2人以上の職務代理人に交替して職務を行わせる場合に記載すること。」

改める。

第十五号様式（その二）中 「 氏 名 人 数 」 を

「 該当の有無 特記事項 」 に 追加

、 同様式を同様式（その二）とし、第十五号
様式（その二）の次に次の二様式を加える。

第15号様式の2(その1)(第23条の2関係)

引 継 書

私が、投票管理者として投票に関する事務に従事した午前(後) 時 分から午前(後) 時 分までの間における投票状況等は、以下のとおりです。

1 投票管理者が選任した投票立会人

党 派	氏 名	参 会 時 刻

2 投票所を開いた時刻

午前 時

3 投票の状況

(1)投票用紙を再交付した者	(氏名)	(再交付の事由)			
(2)決定書または判決書により投票をした者	(氏名)				
(3)不在者投票の投票用紙および投票用封筒を返還して投票をした者	(氏名)				
(4)点字により投票をした者	人				
(5)代理投票をした者	代理人	選挙人	補助	者	
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
(6)投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	送致を受けた投票	票			
		選挙人の氏名	拒否の事由	投票の有無	
(7)投票拒否の決定をした者	法第48条の代理投票の拒否				

4 特記事項(投票状況等に関して特に引き継ぐべき事項がある場合に記載)

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

投票管理者 氏 名
投票管理者 氏 名

第二十七号様式(その1)中「回条第2項」を「回条第3項」に改める。
第二十七号様式(その2)および第二十七号様式(その3)中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月三日から施行する。

令和元年六月二十五日印
令和元年六月二十五日発

刷

発行人 〒九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 〒九一〇一〇〇一七 福井県福井市文京一丁目十九一二十 高桑印刷(株)

☎六三三二番